日 調 連 発 第 ３ ９ 号
平成２８年４月２８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

平成２８年経済センサス－活動調査への協力について（依頼）

この度、法務省民事局長から、別添のとおり標記調査への協力に係る依頼がありましたので、貴会会員への周知につきましてご協力をお願いします。

省民契印

別　添

機密性１

法務省民二第３３１号
平成２８年４月２０日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　　林　　千　年　殿

法務省民事局長 小　川　秀　樹

平成２８年経済センサス－活動調査への協力について（依頼）

標記調査について，総務省及び経済産業省から，別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては，本調査の趣旨，必要性を御理解いただき，調査への協力について各土地家屋調査士会に周知等，よろしくお取り計らい願います。

総統経第４４号
20160328統局第８号
平成２８年３月３１日

法務省民事局長　殿

総務省統計局長

経済産業省大臣官房審議官
調査統計グループ長

平成28年経済センサス－活動調査への協力について（依頼）

総務省及び経済産業省では、平成28年６月に全ての事業所・企業を対象とした平成28年経済センサス－活動調査を実施いたします。

経済センサス－活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として平成24年２月に１回目を実施し、今回は２回目の調査として別紙のとおり実施するものです。

つきましては、本調査の趣旨、必要性を御理解いただき、平成28年経済センサス－活動調査が実施される旨、「日本司法書士会連合会」、「日本土地家屋調査士会連合会」等の関係団体を通じて会員へ周知いただきたくお願い申し上げます。また、調査にあたり、調査員証（参考）を携帯した調査員が伺いましたら、御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。

【 事務担当 】
経済産業省大臣官房調査統計グループ
構造統計室経済センサス班
TEL：03（3501）6606
FAX：03（3501）7790
Eメール： e-census@meti.go.jp

28.4.05
第　号

【参考１】

平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要

【調査の目的】

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施します。

【調査の期日】

平成 28 年６月１日現在

【調査の対象】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所及び国、地方公共団体の事業所等を除く全ての事業所・企業

【調査事項】

〔産業共通の基本的事項〕

・事業所の名称、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、主な事業の内容、売上高・費用等の経理事項等

〔産業別の特性事項〕

・製造業：製品出荷額、在庫額、加工賃収入額、原材料・燃料・電力の使用額等

・卸売業、小売業：年間商品販売額、商品手持額、店舗形態、売場面積、営業時間等　など

【調査の方法】

調査は「調査員調査」と「直轄調査」による二つの方法で行います。

① 調査員による調査

・ 支社等のない事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金１億円以上を除く）及び新設された事業所を都道府県知事が任命する調査員が担当調査区内にある事業所に対し訪問して調査票を配布します（５月）。

・ 回答は、オンライン又は調査員への提出により行います（６月）。

② 直轄調査（総務省・経済産業省、都道府県、市による調査）

・ 支社等を有する企業の本社等及び単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金１億円以上）に調査票を郵送することにより行います（５月）。

・ 回答は、オンライン又は郵送により行います（６月）。

《調査員による調査活動》

・調査対象の確認：平成 28 年５月中旬～

※ 支社等を持たない単独の事業所のほか、支社等を有する企業なども含め、全ての民営事業所の活動状況を事前に確認。

・調査票の配布：平成 28 年５月下旬～５月末

※ 支社等のない事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金１億円以上を除く）及び新設された事業所に対して調査票を配布。

・調査票の回収：平成 28 年６月１日～

【結果の公表】

① 公表の方法：インターネット、刊行物及び閲覧により公表します。

② 公表の時期：速報集計結果は平成 29 年５月末日までに、確報集計結果は平成 29 年９月頃から順次公表予定です。

【参考２】

調査員証（参考）

【調査名を表題に含めた場合】　（表面）

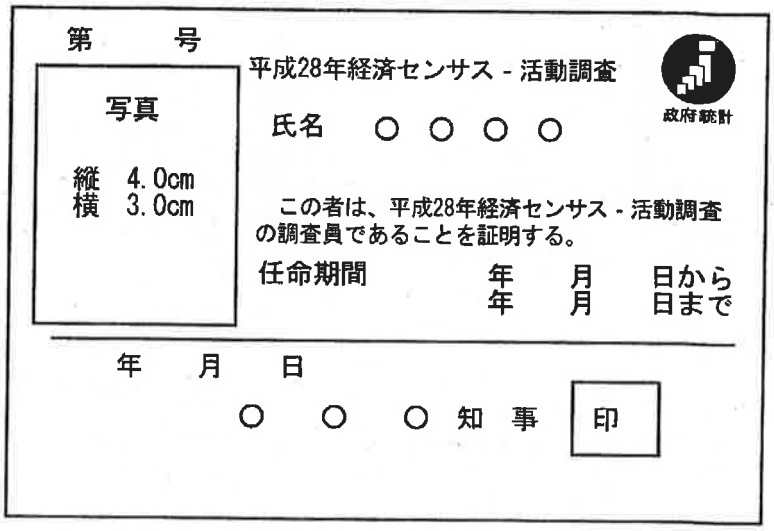

【調査名を表題に含めない場合】　（表面）

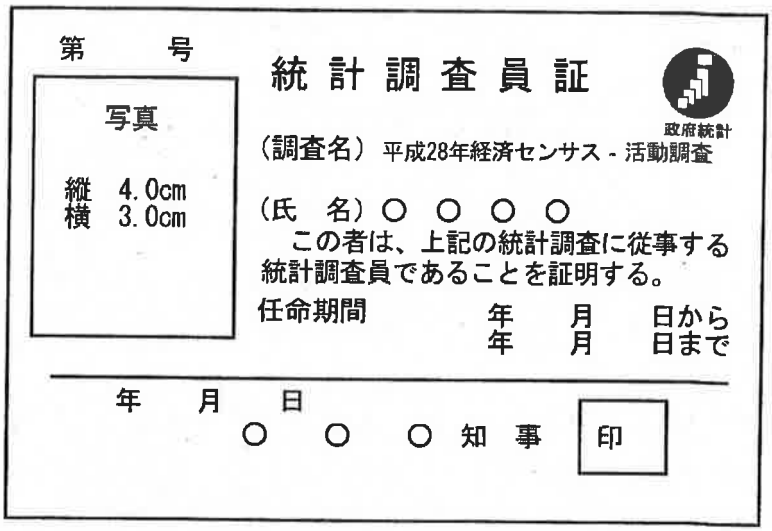

（裏面）

注意事項

1　この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3　この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4　この証票は、任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統計法(抄)

第13条　行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
2　前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。（中略）
二　第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）

この調査は、総務省及び経済産業省が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。